

第2回上信越高原国立公園須坂・高山地域管理計画検討会

議事要旨

1. 開催日時 平成 25 年 12 月 25 日（水）13:30～15:30
2. 開催場所 環境省長野自然環境事務所 会議室
3. 出席者 委員：伊藤委員（座長）、駒津委員、関谷委員、土屋委員、渡辺委員（五十音順）
関係行政機関：林野庁北信森林管理署、長野県（環境部自然保護課、長野地方事務所環境課）、須坂市（環境部生活環境課）、高山村（産業振興課）
(順不同)

4. 議事

- (1) これまでの経緯
- (2) 地域連携会議について
 - ・地域連携会議開催報告
 - ・行動計画について
 - ・平成 26 年度以降の枠組みについて
- (3) 管理計画改定案（第 2 案）について
- (4) 今後の進め方

5. 議事経過

議事について事務局より資料説明の後、議論がなされた。主要な発言は以下のとおりである。

- (1) これまでの経緯について
意見、質問なし。

(2) 地域連携会議について

委員：資料 2-4 「行動計画作成シート集約結果」の内容は、地域連携会議で承認されたものなのか、個々の意見をリストアップしたものなのか。

事務局：個々の意見をリストアップしたものである。

委員：資料 2-4 の実現可能性は、意見を出した方の評価なのか、事務局の評価なのか。

事務局：意見を出した方の評価であり、個々の主観に基づくものである。

委員：地域連携会議に出席したが、各団体間の相互理解ができたことはいいと感じた。気になる点は、この先の会議の運営体制をどうするかと、活動内容の評価をどうするかということである。

委員：ばらばらに活動している団体の活動をどう集約するか、そして互いに評価し合って国立公園管理の一端を担っているという全体像をいかに持ち得るかということがポイントになると思われる。

- 委員：今後地域の活動にかかわっている方々の高齢化が問題となる。統括する人や事務局的なものが必要である。地域活動について評価する仕組み、例えば表彰などがあれば、励みにもなり、世代交代も進むと思われる。
- 委員：活動を継続していくためには、やはり資金の問題が常についてくる。
- 委員：自立した仕組みにするには、地域振興という意味の経営的な観点も重要と思われる。
- 委員：管理計画は環境省の管轄であるが、地域連携会議はやりたいことの内容によって他の省庁の支援を受けてもよく、そういうプラットフォームができる面白い。
- 委員：社会全体が自然離れしている中で、子供たちに地域の自然、資源について伝えていくことが必要である。地域連携会議に教育のための副読本を作ってはどうかと提案した。
- 委員：子供たちが自分たちの住んでいる地域の自然環境が素晴らしいと思えば、成長してからも活動の担い手となってもらえる。
- 委員：活動期間を5年として考えているが、10年以上先のことを考慮したほうが行動計画は作成しやすいのではないか。
- 委員：子供たちに登山だけではなく、自然の中での楽しみを味わえるような取り組みを授業に取り入れていくといいと思う。
- 委員：検定や資格制度のようなものがあるかもしれない。
- 関係行政機関：国有林にはいくつかのタイプがあり、スキー場もあれば風景を楽しんでもらうものもあるが、地域住民への認知度は低い。行動計画において5年でできないものは計画から削除し、また5年後に見直したらどうか。
- 事務局：26年度以降の枠組みには、支援したい人たちと支援を受けたい人たちとを結びつけるハブ的な役割も考えている。行動計画作成シートの集約結果には、行動指針に対応する活動内容がない場合や、活動内容に対応する行動指針がない場合があり、これらの扱いをどうするかについて意見をいただきたい。
- 委員：不法投棄の問題のように、連携会議に参加していないから主体がみえないということはある。
- 事務局：地域で活動されている方はいるけれども、会議に参加されていないので、空白になっている可能性はある。
- 関係行政機関：地域連携会議でも、出席していない団体に配慮してほしいという意見があった。役員の交代で出席者が変わる場合は、前任者の意見にも配慮しなければならない。
- 委員：会議に参加していない団体の活動は、行政の方で把握できるのではないか。
- 関係行政機関：把握できる部分もあるが、空欄の部分については事務局側でまず記入して、地域連携会議で議論するのがいいのではないか。
- 関係行政機関：事業主体はハードとソフトに分ける必要がある。欠席者の関係で埋まっていないところについては、役場の方で埋めることができる部分がある。
- 関係行政機関：自然保護レンジャーや自然観察インストラクターなど既存の制度の中でどこまで協力できるのかを検討していきたい。
- 関係行政機関：空欄の部分については行政が当てはまる場合がある。ただし、その表記方法については難しさもはらんでいる。
- 委員：行政、民間団体、ボランティアなどそれぞれで役割分担すると空白の部分できてし

まう。一緒にやらなければならない部分が認識できれば、次の段階としてじゃあ一緒にやろうかという話になる。このような地域連携会議では問題が深刻化する前に、先に議論できるメリットがある。

関係行政機関：計画の実現には法律、予算、プロセス等の問題が存在するので、書いたからといって全部できるわけではない。

委員：第3回の地域連携会議で承認されるようにアクションプランを作成してはどうか。

事務局：第3回の地域連携会議でアクションプランを作成する予定である。それについて地域でどのように進めていくかを来年度以降の枠組みの中で取り組んでほしい。

委員：行動計画は暫定的なものでもいいと思う。まず走り出すことが大事なのではないか。

委員：法定等協議会であってもラウンドテーブル型の議論はできる。

事務局：ラウンドテーブルよりも意思決定ができる少しステップアップした形を考えている。

委員：ラウンドテーブルは合意形成のひとつの形であり意思決定を伴わないわけではない。

事務局：今後こうした取り組みがより発展して、大きな枠組みとなっていくことが望ましい。みんなで協働して行うプロジェクトや大きな問題の解決などそれぞれの会議で何をアウトプットしていくのか明確にしていけばよい。

委員：個々のアクションプランについては地元が主体でいいと思うが、将来目標については環境省が国レベルのノウハウを利用して、情報提供や評価をしてほしい。

事務局：将来目標は管理計画に記載され5年ごとに見直されるので、そのときに将来目標の評価を行う。

関係行政機関：行動指針や行動計画は地域連携会議に参加した人が決めてきたので、今後もその人たちが主体的に関わってやっていくほうがよい。

委員：アクションプランは管理計画書の参考資料ということだが、どういう形で付けるのか。

事務局：まだ決まっていないが、別冊という形が望ましいと考えている。

(3) 管理計画改定案（第2案）について

委員：資料3-2の13ページに書かれている法面処理について、改定案では単純に「緑化すること」となっているが、協議の結果このようになったのか。

事務局：修景緑化については、いろいろな行為に重複して書かれていたものを、全行為共通の部分に移した。1ページに記載がある。

(4) 今後の進め方

意見、質問なし。

以上